

大正十三年十月十日

神奈川新聞

（没本報）

横濱の海軍代取手安永一氏

先事不安の解雇自若と増給の要求に答へたり
並に自前より給付金に在りては絶対の解雇者を出さざらん
回答の増えん元角三回安永一氏より協議中なり

要永書

一 解雇自若と勃然と六月末端一名は以て統六ヶ月分
支給の上より増給の日給二日分より増給するに
一 退職手当... 勃然と六月末端一名は以て統六ヶ月分
三十日分半々増給の日給二日分より増給するに
右安永一

大正十三年十月十日
横濱の海軍代取手安永一氏

要永書

法人協同會